

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成25年7月1日
【会社名】	株式会社エスライン
【英訳名】	S LINE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 山口 嘉彦
【本店の所在の場所】	岐阜県羽島郡岐南町平成4丁目68番地
【電話番号】	(058)245 - 3131
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 村瀬 博三
【最寄りの連絡場所】	岐阜県羽島郡岐南町平成4丁目68番地
【電話番号】	(058)245 - 3131
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 村瀬 博三
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【提出理由】

当社は、平成25年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額104,224,960円

ロ 効力発生日

平成25年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

事業内容の多様化と今後の事業展開に対応するため、現行定款第2条（目的）の事業目的に「発電および売電に関する事業」を加えるもの。

なお、変更内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

変更前	変更後
（目的） 第2条 当社は次の事業を営む会社の経営指導、経営管理およびこれに付帯する業務を行うことを目的とする。 （1）～（23）（条文記載省略） （新設） （24）～（25）（条文記載省略）	（目的） 第2条 （現行どおり） （1）～（23）（現行どおり） <u>（24） 発電および売電に関する事業</u> - （25）～（26）（現行どおり）

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、山口嘉彦、村瀬博三、桑原 等、白木 武、岡部武廣、加藤孝一、青木浩一、堀江繁幸、村瀬明治および笠井大介を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、中村 正を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の配当の件	18,805	10	0	(注)1	可決 99.48%
第2号議案 定款一部変更の件	18,806	9	0	(注)2	可決 99.48%
第3号議案 取締役10名選任の件					
山口嘉彦	18,802	13	0	(注)3	可決 99.46%
村瀬博三	18,802	13	0		可決 99.46%
桑原 等	18,801	14	0		可決 99.46%
白木 武	18,803	12	0		可決 99.47%
岡部武廣	18,803	12	0		可決 99.47%
加藤孝一	18,803	12	0		可決 99.47%
青木浩一	18,789	26	0		可決 99.39%
堀江繁幸	18,791	24	0		可決 99.40%
村瀬明治	18,803	12	0		可決 99.47%
笠井大介	18,791	24	0		可決 99.40%
第4号議案 監査役1名選任の件					
中村 正	18,803	12	0	(注)3	可決 99.47%

(注)1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までに議決権行使書により行使された議決権の数および当日出席のうち株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を合計した結果、賛成数が可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。